

長野県 軽井沢町 クマゾーニング管理実施計画案

1 市町村名

軽井沢町

2 計画開始日

令和 年 月 日

3 対象地域

長野県軽井沢町全地域

4 対象管理ユニット

越後・三国及び、関東山地保護管理ユニット

5 目的

長野県では、「長野県第二種特定鳥獣管理計画(第5期ツキノワグマ保護管理)」(以下「第5期計画」という)において、ツキノワグマ(以下「クマ」という)と人との緊張感ある共存関係を再構築することを目的に、地域区分の設定を行いゾーニング管理に取り組むこととしている。また、地域区分の設定は、県・市町村だけでなく、地域住民も関わりながら行うことで、野生動物との付き合い方を自らの課題として向き合うことを促し、互いを尊重し合う対等な関係を築くことを目指している。

当町では、国有林・鳥獣保護区が存在しながら、同時に町内全域広範にわたる別荘地や観光地を持つ特殊な環境であることから、以前より人と野生鳥獣との遭遇による事故の危険を回避する対応の必要があった。町では、平成10年より「クマ個体管理」を実践したうえで、平成19年には「クマゾーニングマップ」によるクマ対策を実施し、平成20年に「ツキノワグマ保護管理対策基本指針」を策定し、棲み分けによるツキノワグマ対策を継続している。

本基本指針は地域区分(第5期計画の7)から区分ごとの具体的な方策と管理方針(第5期計画の9)までを網羅しているものとの認識から、本町基本指針を第5期計画に準じる計画とするものである。

また、既に活用していたゾーニングマップについても、今回の計画に合せながら実施していくものである。

6 地域区分の設定

町基本指針で設定している地域区分は以下のとおり。

表 1 地域区分の考え方

エリア区分				
町北側	(国道旧18号線より北側：国指定鳥獣保護区内)	人間活動エリア(高)Ⅳ		商業地/宅地(高)
		緩衝エリアⅡ		別荘地
		クマ生息エリアⅠ		森林(林道、施設を含む)
町南側	(国道旧18号線より南側：一般地域)	人間活動エリア(高)Ⅳ		商業地/宅地(高) 集落/教育施設
		緩衝エリア	人間活動エリア(中)	宅地(低) レジャー施設Ⅱ
				別荘地Ⅱ
				耕作地Ⅲ
クマ生息エリア		森林(林道、施設を含む)Ⅰ		

## 対象地域の地域区分マップ

地域区分マップは別紙のとおり。

なお、各地域区分の詳細な設定方法は以下のとおりとした。

- クマ生息エリア（レベルⅠ）  
国有林や鳥獣保護区を含む、「人間活動エリア」「緩衝エリア」を除いた森林域をクマの保護を優先する「クマ生息エリア」とした。
- 緩衝エリア（北側：レベルⅡ、南側：レベルⅡ・Ⅲ）  
「緩衝エリア」は森林や人工林が多い里山林ではあるが、軽井沢町では、別荘・宅地・レジャー施設、また耕作地が森林・里山林内に存在し明確な区分が困難である。そこで、北側地域および南側地域の別荘地を、クマへの教育等による侵入抑止（レベルⅡ）エリア、南側地域内で密集度が低い宅地やレジャー施設がある地域を、緩衝エリアの中にある「人間活動エリア（中）」として捕獲・追い払い等による侵入抑止（レベルⅡ）エリア、南側地域で緩衝エリアの中にある耕作地を防護柵等による防除（レベルⅢ）エリアと細分化した。
- 人間活動エリア  
市街地や集落、商業地や教育施設が広がる地域一帯をクマの滞在を防止する人間活動エリア（レベルⅣ）とした。

## 7 対策の内容

### (1) 被害防止対策

#### ア クマ生息エリア

##### (7) 森林環境の整備

クマの主要な生息地となる奥山がクマにとって生息しやすい環境となるよう、計画的な再造林や天然下種更新を通じた森林の形成を、東信森林管理署に依頼するべく、県と協力しながら進めることとする。

#### イ 緩衝エリア

##### (7) 緩衝エリア整備

クマの潜み場所を無くし出没を防ぐために、林内の見通しを良くするための刈り払い等を行い「緩衝エリア」の整備を行う。

林縁の刈り払いについては、町主体で実施するが、将来的には地域住民と協力して実施する。

また、必要に応じて補助金を活用するなど緩衝帯整備に継続的に取り組む。

##### (イ) 遭遇の回避

緩衝エリア内に位置する別荘、観光地やキャンプ場などにおいて、山林内を歩く際はクマ鈴やラジオなどで音を鳴らして、クマに人の存在を知らせるなどの遭遇を回避する行動の啓発に取り組む。

##### (ウ) 誘引物の除去

緩衝エリア内に位置する別荘、観光地やキャンプ場などにおいて、クマを誘引する原因となるものの適切な処置などの啓発に取り組む。

例えば生ゴミ、食料、ペットフード等を夜間屋外に放置せず、屋内や施錠付きの場所で保管するなど、利用者や施設設置者などに対し適切な処理方法の徹底について啓発に努める。

##### (イ) 柵の設置と管理

嗜好性の高い農作物などは、耕作者や設置者が電気柵等の設置を徹底する。なお、より防除効果の高い機材の選択や設置、維持管理が行われるように、県と協力し市町村が普及啓発を行うこととする。

## (2) 出沒対策

### ア クマ軌轢レベル判定

クマの行動内容を分類し、人に対する危険度によりレベルA（危険）、からレベルE（問題なし）までの5段階で軌轢レベルの判定を行う。判定は、別紙「ツキノワグマ軌轢レベル判定基準（概要）」を基に、町とNPO法人ピッキオとで協議して決定する。

### イ 出沒時の対応・捕獲対応

エリア区分とツキノワグマ軌轢レベル判定基準とを照らし合わせ、エリアと軌轢レベルのよってどのように対応するか決定し、決定した対策の通り対応する。

対応を決定するには別紙「ツキノワグマ出沒時の対応基準」を基に、町とNPO法人ピッキオとで協議して決定する。

### ウ 出沒時の対応

出沒時の対応フローや連絡体制図は、別紙「フロー図」のとおり。

## 8 計画の見直し

クマの出沒状況、住宅や農地、また特に別荘や観光施設等の土地利用状況の変化、その他必要に応じて本実施計画を見直すこととする。

## ツキノワグマ軌轢レベル判定基準（概要）

レベル	状況	行動分類	行動内容
A	危険	人に対する反応 (人を認識している上での行動 : 親子を除く)	5 m以内に接近しても逃げない 攻撃する 威嚇する 怪我を負わせた 近づいてくる
		人工物（建造物、物置など）への反応	家屋（有人）に侵入する 近くに有人家屋がある環境で、家屋（無人）侵入を頻発させる
		その他	問題行動の頻度などからAレベル相当と認められる場合
B	厳重注意	人に対する反応	人を認識しても、逃げない 人を認識しても、特定の行為（壁を叩く、壊す）をやめない 追い払っても、遠くに逃げないで物陰に潜む（再び現れる） 日中、頻繁に目撃される
		食物の種類と量、食べ方	高栄養な食物を大量に食べた（冷蔵庫の中身など） 隠れずに、その場でゴミ、食糧などを漁る 秋、堅果類が実ってもゴミや食糧を漁っている 農作物を何度も食べる 適正に張られた電気柵を破って農作物を食べる
		人工物（建造物、物置など）への反応	三方を囲まれている場所の奥まで入り込む ゴミ・食糧を得るために家屋、建造物の壁を叩く、壊す
		活動する場所と時間帯	人の多い時間帯もしくは場所に何度も出没する (例：住居地／商業地／集落に何度も滞在するなど)
		その他	問題行動の頻度などからBレベル相当と認められる場合
C	注意	人に対する反応	ゆっくり逃げる 時々目撃される
		食物の種類と量、食べ方	ゴミ・食糧などを漁った その場で食べないで、物陰に持ち去って食べた ハチの巣を得るために壁を壊した ペンキを塗った壁や柱をかじった 単発的に農作物を食べる
		人工物（建造物、物置など）への反応	簡易な建造物、収納庫の扉を開ける（ルールから外す） 三方を囲まれている場所の中に体をいれる
		活動する場所と時間帯	人の多い場所と時間帯に出没したことがある
		その他	問題行動の頻度などからCレベル相当と認められる場合
D	留意	人に対する反応	人の気配を感じると逃げる ほとんど目撃されない
		食物の種類と量、食べ方	人家周辺で自然のものを採食する
E	問題なし		森の中で暮らし、人との軌轢はない

## ツキノワグマ出没時の対応基準

エリア区分	北側 (国道旧18号線より北側：国指定鳥獣保護区内)			南側 (国道旧18号線より南側：一般地域)					
	人間活動エリア (高)	緩衝エリア	クマ生息エリア	人間活動エリア (高)	人間活動エリア (中)	緩衝エリア		クマ生息エリア	
	IV	II	I	IV	II		III	I	
	商業地／宅地 (高)	別荘地	森林 (林道、施設を含む)	商業地／宅地 (高) 集落／教育施設	宅地 (低) レジャー施設	別荘地	耕作地	森林 (林道、施設を含む)	
方針	滞在防止	侵入抑止 (クマの教育)	保護優先	滞在防止	侵入抑止	侵入抑止 (クマの教育)	防除	保護優先	
クマの 行動 タイプ	危険 (軋轢レベルA)	駆	駆	駆 <sup>*1</sup>	駆	駆	駆	駆	駆 <sup>*1</sup>
	嚴重注意 (軋轢レベルB)	駆	防 学、追、駆	防 追、駆	駆	学、駆 防	防 学、追、駆	防 駆	防 追、駆
	注意 (軋轢レベルC)	駆 防	学、追 防	防	駆	防 学、追、駆	学、追 防	防	防
	留意 (軋轢レベルD)	—	注 学、追	注	—	—	注 学、追	注	注
	問題なし (軋轢レベルE)	—	—	注	—	—	—	—	注

(凡 例) 駆：個体数調整、有害捕獲（捕殺）<sup>\*2</sup> 学：捕獲/学習放獣、 防：防除策（防護柵、誘引物の撤去など）の実施  
注：住民等への注意喚起 追：追い払い

- \*1) 人身加害地点で滞留行動をとった場合、もしくは加害個体が発信器個体で、かつ位置特定が可能な場合  
国有地など山間部において偶発的に発生した人身被害で、加害個体が林内に逃走した場合、森林内を追跡しての駆除は行なわない。  
(長野県ツキノワグマ特定鳥獣保護管理計画に準ずる)
- \*2) 電波発信器やセンサーカメラ調査等で、個体識別できていることが前提である。

# ツキノワグマ出没時の情報配信について

